請　負　契　約　書（案）

発注者である独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「甲」という。）と受注者である　　（以下「乙」という。）は、下記の業務（以下「本件業務」という。）について、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

件　　名　令和８年１１月伝統芸能海外プロモーションにかかる出演者およびスタッフの旅行手配

以上

第１条（総則）

１　甲は、乙に対し、本件業務を委託し、乙はこれを受諾した。乙は、本契約に基づく本件業務を履行し、甲は、乙に対し、第４条に定める対価を支払うものとする。

２　本件業務における詳細については、別紙の仕様書及び乙の示す「キャンセルポリシー」に定めるものとする。なお、本契約と仕様書に定める内容が相違する場合には、仕様書に定める内容が優先する。

第２条（注意義務等）

乙は、独立行政法人たる甲の特質を理解し、甲の定める服務に関する規定等を遵守し、甲の秩序、規律、風紀等を乱すことなく、善良な管理者の注意をもって本件業務に専念しなければならない。

第３条（再委託）

１　乙は、事前に甲の書面による承諾を得た場合に限り、本件業務の一部を第三者に委託することができる。

２　乙は、前項の規定により第三者に委託した場合には、その第三者の選任、監督その他本契約において乙が甲に対して負う義務を含め一切の行為について、当該第三者に同等の義務を負わせ、甲に対して責任を負う。

第４条（請負代金）

１　本件業務の対価（第１０条記載の著作権等の譲渡対価も含み、以下「請負代金」という。）は、次の各号により算定した金額の和とする。

（１）別紙単価表の項目番号１～４に定める各単価又は割合値に、各単価又は割合値の単位による数量を乗じて得た金額の合計金額

（２）別紙単価表の項目番号５～１０に定める各単価又は割合値に、各単価又は割合値の単位による数量を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税率を乗じて得た金額（１円未満端数切捨て）の合計金額

２　乙は、第９条の業務完了報告書の提出後、請負代金の請求書を甲の国立劇場制作部経営計画課に送付する。

３　甲は、乙に対し、請負代金を、前項の請求書を受領した日から３０日以内に、甲乙間で合意した銀行口座に振込送金して支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

４　甲及び乙は、本契約が中途で終了した場合、当該終了時点までに乙が既に行った業務の結果のうち可分な部分の給付によって甲が利益を受けるときは、乙は、その利益の割合に応じた請負代金を請求することができる。ただし、甲は乙に対して、請負代金の算定に必要な資料等の提出を求めることができ、甲及び乙は、当該資料等に基づき協議を行うものとするが、協議が整わない場合には、甲の判断において請負代金を定めることができる。

第５条（期間）

１　乙は、本件業務を、契約締結日から令和８年１１月８日までの間に、履行するものとする。

２　本契約が終了後も、本契約第３条第２項、第４条第４項、本条、第７条、第１０条、第１１条、第１２条第３項、第１３条第４項、第１４条、第１６条から第１８条までの規定の効力は、有効に存続する。

第６条（契約保証金）

甲は、乙に対し、本契約の締結につき甲の会計規程第２６条に基づく契約保証金の納付を免除する。

第７条（使用人に関する乙の責任）

乙は、乙の使用人が本件業務に関連して行う業務上の行為については、すべて責任を負うものとする。

第８条（中間報告）

１　甲は、必要がある場合には、乙に対し本件業務の遂行状況について書面又は電磁的記録による報告を求めることができる。

２　甲は、前項の報告により必要があると甲が認める場合は、乙に対して本件業務の遂行についての指示を与え、改善を求めることができる。

第９条（業務完了報告及び検査）

１　乙は、本件業務完了後に業務完了報告書を作成し、これを甲の国立劇場制作部経営計画

課に提出するものとする。

２　甲は、業務完了報告書を受領した日から１０日以内に、乙が完了した本件業務が本契約の内容に適合しているか否かを検査し、その結果を口頭又は書面（ただし電子メールその他の電磁的記録を含む。以下、本条において同じ。）により、乙に対して通知する。

３　甲は、前項の検査のため必要に応じて乙に対して業務完了報告の説明及び関係資料の提出を求めることができる。

４　乙が完了した本件業務が契約の内容に適合していない場合は、甲は、乙に対し口頭又は書面により改善指示を行い、乙は、甲の改善指示に基づき適切かつ速やかな改善を図るものとする。

第１０条（著作権の譲渡等）

１　甲及び乙は、本件業務の過程で生じた著作物（業務完了報告書又は業務実施報告書を含むが、これらに限らない。）に係る著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）を含む一切の知的財産権及び所有権は甲に帰属することに合意する

２　乙は、甲及び甲の指定する第三者に対して、著作者人格権（氏名表示権、同一性保持権、公表権を含む。）を行使しないものとする。

第１１条（秘密保持）

１　甲及び乙は、本契約の締結及び本件業務をなすに当たって知り得た相手方の業務上の一切の情報を第三者に開示・漏洩せず、又は本契約以外の目的に利用してはならない。本契約期間終了後においても同様とする。

２　本件業務の個人情報の取扱いについては、「個人情報の取扱いに関する特約条項」に定めるところによるものとする。

第１２条（契約の解除）

１　甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当する場合において、１４日以上の期間を定めて当該状態の修補を乙に書面又は電磁的記録で求めたにもかかわらず、乙が当該状態を修補しないときは、乙の帰責事由の有無にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）正当な理由なく本件業務を行わない、又は行う見込がないと甲が認めたとき。

（２）前号のほか、乙がこの契約条項に違反したと甲が認めたとき。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、乙に次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、乙の帰責事由の有無にかかわらず、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（１）監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき。

（２）会社更生、民事再生手続、破産の申立てをなし、又は申立てを受けたとき若しくは銀行取引停止処分を受けたとき。

（３）差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがあったとき、若しくは租税滞納処分を受けたとき。
（４）合併に依らない解散又は営業の全部を第三者に譲渡したとき。
（５）前各号以外に財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
（６）甲に重大な危害又は損害をおよぼしたとき。
（７）甲の信用を著しく毀損したとみなされるとき。
（８）民法５４２条第１項各号又は同条第２項各号に掲げる場合。
（９）その他上記各号のいずれかに準ずるとき。

３　甲は、前二項の解除をした場合にも、乙に対して、生じた損害の賠償を請求できるものとする。また、甲は、乙に対して、既に支払った代金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

第１３条（反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
（１）自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）であること。
（２）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
（３）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
（４）自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
（５）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
（６）自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

２　甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを保証する。
（１）暴力的な要求行為
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為
（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（４）風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
（５）その他前各号に準ずる行為

３　相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに

本契約を解除することができるものとする。

４　前項の規定により本契約を終了した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

第１４条（損害賠償）

乙は、本契約の定めに反して、甲に損害を与えた場合には、甲が被った損害を賠償しなければならない。

第１５条（談合等不正行為があった場合の違約金等）

１　乙又は乙の役職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額（本契約締結後、契約金額又は契約単価の変更があった場合には、変更後の契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額）の１０分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「請負者等」という。）に対して行われたときは、請負者等に対する命令で確定したものをいい、請負者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（３）納付命令又は排除措置命令により、請負者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）本契約に関し、乙又はその役職員の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　乙は、本契約に関して、第１項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第１６条（遅延利息）

乙が、甲に対し、前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年６パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第１７条（債権譲渡の禁止）

乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。ただし、乙が、本契約によって生じる権利を、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の４に規定する金融機関に対して譲渡する場合には、この限りではない。

第１８条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争・内乱・暴動、テロ行為、重大な疾病・感染症、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故その他自己の責めに帰すことのできない不可抗力により、契約の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行が発生した場合、その責任を負わない。ただし、当該不可抗力により影響を受けた乙は、当該不可抗力による履行遅滞、履行不能又は不完全履行の影響が軽減されるよう合理的な最善の努力を尽くすものとする。

第１９条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

第２０条（協議事項）

１　甲及び乙は、本契約書に定めのない事項については、民法その他関係法令に則り、誠意をもって協議のうえ解決する。

２　甲及び乙は、前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときには、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録にて行うものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通ずつを保有するものとする。

令和８年　　月　　日

甲　　東京都千代田区隼町４番１号
独立行政法人日本芸術文化振興会
理　事　長　　長谷川　眞理子

乙

契約書別紙

単価表

項目番号	仕様書に基づく手配項目及び手数料	単価（消費税抜き）又は割合値
1	往路航空賃 ※空港施設利用料除く （１１月５日 成田国際空港～金海国際空港）	(18 歳以上) 金　円／名 (13 歳) 金　円／名 (4 歳) 金　円／名
2	復路航空賃 （１１月８日 金海国際空港～成田国際空港）	(18 歳以上) 金　円／名 (13 歳) 金　円／名 (4 歳) 金　円／名
3	貸切バス料金 （１１月５日　金海国際空港～ 宿泊先（釜山広域市内)）	金　円／日
4	貸切バス料金 （１１月８日　宿泊先（釜山広域市内） ～金海国際空港	金　円／日
5	JR 乗車券 東北新幹線 普通車指定席利用 （１１月５日　新花巻駅～東京駅）	(18 歳以上) 金　円／名 (13 歳) 金　円／名 (4 歳) 金　円／名
6	JR 乗車券 東北新幹線 普通車指定席利用 （１１月８日　東京駅～新花巻駅）	(18 歳以上) 金　円／名 (13 歳) 金　円／名 (4 歳) 金　円／名
7	JR 乗車券 成田エクスプレス 普通車指定席利用 （１１月５日　東京駅～成田空港駅）	(18 歳以上) 金　円／名 (13 歳) 金　円／名 (4 歳) 金　円／名
8	JR 乗車券 成田エクスプレス 普通車指定席利用 （１１月８日　成田空港駅～東京駅）	(18 歳以上) 金　円／名 (13 歳) 金　円／名 (4 歳) 金　円／名
9	手数料（割合） ※上記１～８の合計金額に対する手数料の割合	％
１０	空港施設使用料（成田国際空港） ※上記１往路発生分	(18 歳以上) 金　円／名 (13 歳) 金　円／名 (4 歳) 金　円／名

個人情報の取扱いに関する特約条項

（総則）

第１条　この個人情報の取扱いに関する特約条項（以下「個人情報取扱い特約条項」という。）は、この個人情報特約条項が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

（個人情報の取扱い）

第２条　受注者（以下「乙」という。）は、発注者（以下「甲」という。）から個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定する個人に関する情報又は知り得た個人に関する情報（以下「個人情報」という。）が提供された場合は、当該個人情報について秘密保持の義務を負うものとし、次の各号により取り扱わなければならない。

（１）　甲の提供する個人情報を第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。ただし、法令の定めに基づき、又は権限のある官公庁等から要求があった場合はこの限りではない。

（２）　個人情報の利用は、本契約を履行するため必要な場合に限るものとし、本契約の履行以外の目的のために個人情報を利用してはならない。

（３）　前２号の規定は、本契約期間終了後もなお効力を有するものとする。

（４）　甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約による業務に係る個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

（５）　本契約を履行するため必要な場合を除き、個人情報の複製、送信、個人情報を保管している媒体の外部への送付又は持ち出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。

（６）　個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うために管理方法及び管理体制を定め、善良なる管理者の注意義務をもって個人情報の管理及び搬送に努めなければならない。

（７）　個人情報を管理・保管している媒体が電子媒体である場合は、外部からの不正アクセスの防止、コンピュータウィルスの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。

（８）　本契約の履行後、廃止後又は解除後に、甲から提供された個人情報の媒体があるときは、当該媒体を甲に返却しなければならないものとし、本契約の履行のための複製等を行った個人情報があるときは、完全に消去する等適切な処理を行わなければならない。

（再委託の制限）

第３条　本条に定める措置及び義務は、本契約の一部を他者に委任又は請け負わせる場合にも準用し、乙の責任において、当該者に対し個人情報に係る秘密の保持を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

（漏洩時の対応）

第４条　第２条第６号に掲げる個人情報の漏えい等が発生した場合は、被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等について調査し、直ちに甲に報告しなければならない。

（監査）

第５条　甲は、乙の個人情報の管理の状況について次の各号に定める措置を講ずるものとし、乙はこれに対し誠実に協力しなければならない。

（１）　乙は、甲に対し、個人情報の管理体制、実施体制、及び個人情報の管理の状況の検査に関する事項等を、甲が指示する頻度で定期的に報告するものとする。

（２）　甲は、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、年に一回以上、乙の事務所及びその他関連の施設に立ち入り、個人情報の管理体制、実施体制、及び個人情報の管理の状況を、検査その他の方法で確認するものとし、乙はこれに協力するものとする。

（３）　甲は、前項の調査の結果、又はその他の事由に基づき、乙における個人情報の管理体制が不十分であると判断したときは、乙に対し、その改善を請求することができるものとし、乙はこれに従わねばならないものとする。

（４）　甲は、乙による履行を確保するため、個人情報の管理に関し、いつにおいても乙に対し、教育、指導、研修実施その他の必要な措置を実施することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

（違反の場合の処置）

第６条　甲は、乙が前各項の規定に違反していると認めたときは、本契約の一部又は全部を解除することができるものとし、乙の責に帰すべき事由によって漏洩等の事故が発生し甲に損害が生じた場合には、乙は甲に対してその損害を賠償しなければならない。

（法令遵守）

第７条　前各条に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、その他関係法令に定められた責務を遵守するものとする。